

お知らせ

記者発表資料

令和8年9月4日

【同時発表】鳥取県・境港管理組合

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、中国地方建設記者クラブ、（株）港湾新聞社、港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス、（株）マリンタイムデリーニュース

境港 CNP 認証(コンテナターミナル)認証書交付式 境港サーキュラーエコノミーポート選定証交付式を開催 ～中国地方“初”の認証・選定～

国土交通省では、コンテナターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価することで、脱炭素化に取り組む企業や港湾自体のブランド力の向上といった効果が発現することを期待し、コンテナターミナルの「CNP 認証」に取り組んでおります。令和8年8月25日に、境港国際コンテナターミナルの取組が、中国管内として初めて認証されました。（別紙－1）

また、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や高度なりサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾について、「サーキュラーエコノミーポート」として選定する取組を行っております。令和8年8月27日、境港を含む29港が選定されました。（別紙－2）

この度、CNP 認証の認証書、サーキュラーエコノミーポートの選定証の交付式を以下のとおり開催いたします。

◆ 詳 細 ◆

日 時：令和8年9月7日（月）15時10分～15時20分

会 場：鳥取県庁 本庁舎3階 第4応接室（鳥取市東町1丁目220）

主 催：国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

交付先：境港管理組合（代表者：同組合管理者 鳥取県知事 平井 伸治）

- ・今回のCNP認証については下記サイトを参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000568.html

- ・サーキュラーエコノミーポートの選定については下記サイトを参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000339.html

＜問い合わせ先＞

（CNP認証について）

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課

課長 上野 太地

TEL：082-511-3908（直通）

（サーキュラーエコノミーポート選定について）

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室

室長 早本 慎也

、課長補佐 坂上 美穂

TEL：082-511-3928（直通）

- 令和7年6月、コンテナターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する「CNP認証(コンテナターミナル)」の運用を開始
- 本制度の普及により、港湾全体でのCNP形成に向けた機運醸成が図られ、CNPに取り組む企業等や港湾自体のブランド力が向上することを期待

制度の概要

※申請は無料です

評価する取組

○対象

- ・日本国内のコンテナターミナル

○申請者

- ・港湾管理者が運営するターミナル
→ 港湾管理者
- ・民間事業者が運営するターミナル
→ 借受者又はターミナルオペレーター

○認証者

- ・国土交通省港湾局

○評価方法・基準

- ・「要求事項」の達成状況を5段階で評価
- ・「推奨事項」の達成状況を「+」の数で評価

○認証有効期間

- ・3年

貨物の取扱等に関する脱炭素化の取組



荷役機械



ターミナル内施設

船舶や車両の脱炭素化に資する取組



船舶



車両

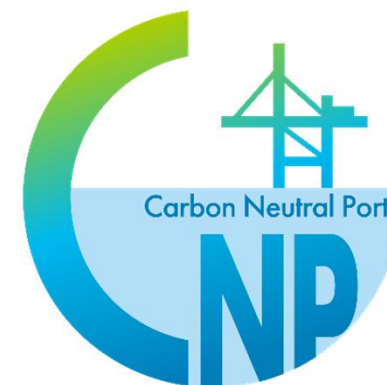
境港国際コンテナターミナル

脱炭素化の取組主体	主な取組内容
境港管理組合	境港港湾脱炭素化推進計画の策定
	インバータ制御方式のガントリークレーンの導入

[ターミナル概要]

境港国際コンテナターミナル（昭和南4号岸壁）は水深-14m、岸壁延長280m、ヤード面積7.6haを有するとともに、ガントリークレーン2基、ストラドルキャリア1基、リーチスタッカー3基の荷役機械を備えています。1989年に定期コンテナ航路が開設され、現在は韓国、中国との国際定期航路並びに内航フィーダー航路が運航されています。

R7より新規耐震強化岸壁築造及び約3haのコンテナヤード拡張に着手し、災害に強いターミナルを目指して整備を進めています。脱炭素化に向けた取組として、インバータ制御方式のガントリークレーン2基により荷役を行っており、今後、ヤード照明のLED化など、カーボンニュートラルポートの形成に取り組んでいきます



CNP Certification

認証レベル
Level 1

(認証日 令和8年8月25日)

CO₂排出量原単位

-

(算出に必要な一部情報が不足)



インバータ制御方式によるガントリークレーン（全2基）



境港港湾脱炭素化推進協議会

令和 8 年 8 月 27 日

港湾局海洋・環境課

サーキュラーエコノミーポートを初めて選定します！ ～港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進～

港湾局では、循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や高度なリサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として **29 港を選定**します。

1. サーキュラーエコノミーポート

サーキュラーエコノミーとは、資源や製品の価値を維持、回復又は付加することで、循環的に利用する経済システムであり、製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等の取組を循環資源の需給両面から促進し、天然資源利用や廃棄物排出を減少させる経済システムです。

サーキュラーエコノミーポートは、循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に取り組む港湾であり、港湾管理者、リサイクル関連企業、物流事業者、関係省庁など、多様な主体と共に連携しながら、サーキュラーエコノミーの実現を目指すものです。

2. 選定結果の概要

今般、提出があった選定申請書について審査を行った結果、いずれの港湾についても、サーキュラーエコノミーに係る港湾貨物の取扱、高度な分別収集・再資源化施設の立地、小口・多種多様な循環資源の輸送、貨物取扱環境の整備、港湾間の連携等による輸送効率化やサーキュラーエコノミーへの貢献についての実績や計画が認められ、選定要件を満たしていることを確認しました。そのため、申請のあった全 29 港を、サーキュラーエコノミーポートに選定します。

港湾名	港湾管理者	港湾名	港湾管理者	港湾名	港湾管理者
室蘭港	室蘭市	小名浜港	福島県	境港	境港管理組合
苫小牧港	苫小牧港管理組合	相馬港	福島県	徳山下松港	山口県
石狩湾新港	石狩湾新港管理組合	千葉港	千葉県	宇部港	山口県
八戸港	青森県	木更津港	千葉県	三島川之江港	愛媛県
釜石港	岩手県	川崎港	川崎市	須崎港	高知県
大船渡港	岩手県	姫川港	新潟県	宿毛湾港	高知県
秋田港	秋田県	伏木富山港	富山県	北九州港	北九州市
船川港	秋田県	三河港	愛知県	三池港	福岡県
能代港	秋田県	舞鶴港	京都府	中城湾港	沖縄県
酒田港	山形県	姫路港	兵庫県		

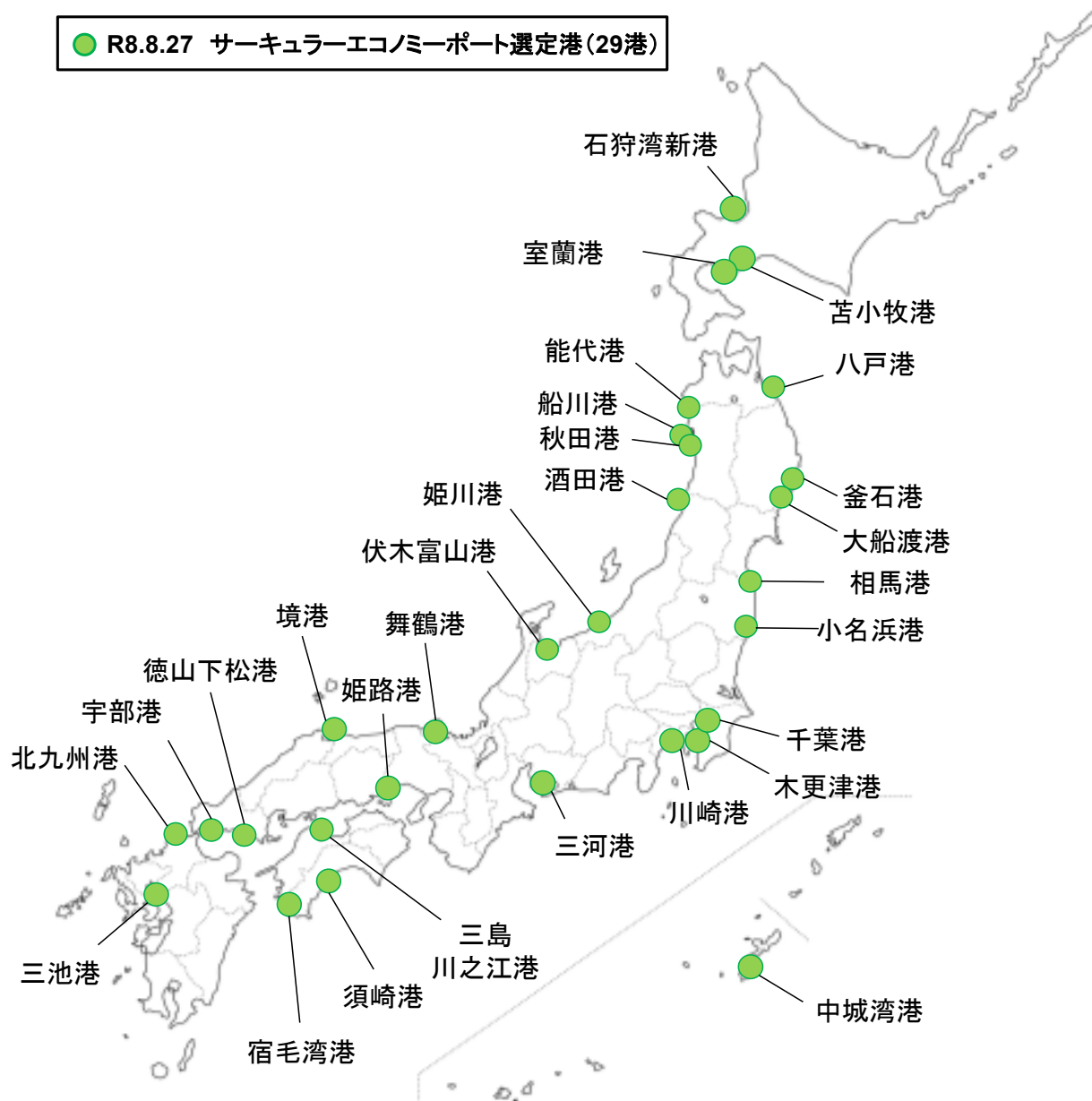
<お問い合わせ先>

港湾局 海洋・環境課 佐々木、佐藤

TEL:03-5253-8111（内線 46674、46673）（直通）03-5253-8685

3. 選定港概要

サーキュラーエコノミーポートの選定は初の取組であり、その位置図は以下のとおりです。
また、各港の概要は別紙-1 のとおりです。



(参考)

港湾局では、循環資源を効率的に取り扱うために、港湾管理者等による港湾での循環資源の蔵置、保管等を行う循環資源取扱支援施設の整備に対する支援を行っております。

また、環境省環境再生・資源循環局では、「再生材供給サプライチェーン構築支援事業」において、港湾管理者等による港湾での循環資源の荷役設備等の整備を支援する予定であり、特にサーキュラーエコノミーポート選定港での整備については、支援対象の審査にあたり加点措置が講じられる予定です。（※詳細は今後の環境省の報道発表をご確認ください。）

境港後背地に立地するリサイクル関連企業